

帯広圏都市計画地区計画の変更（音更町決定）

都市計画共栄南地区地区計画を次のように変更する。

1 地区計画の方針

名 称	共栄南地区地区計画
位 置	音更町木野大通東11丁目及び12丁目の各一部
区 域	計画図表示のとおり
面 積	約6.0ha
地区計画の目標	<p>当地区は、帯広市中心部の北約5kmに位置し、都市計画道路「音更大通」「国見通」が交差する交通利便性が非常に高い地区である。</p> <p>本計画では、日常生活で必要とする多様な都市機能の集積等を目指す地区（市街地生活拠点）として、食料品・日常生活用品販売店舗等の適正規模での立地を促進し、地区住民等のコミュニケーションやにぎわいを創出する多様な都市機能や交流促進機能の導入を図ることを目標とする。</p>
区域の整備・開発及び保全に関する方針	<p>土地利用の方針</p> <p>工場閉鎖に伴う土地利用転換方針（新まちづくりプラン）を基本に市街地生活拠点としてふさわしい生活利便施設の立地等、適切な土地利用を図る。</p>
	<p>建築物等の整備の方針</p> <p>生活利便施設の立地を促進し、地区住民等のコミュニケーションやにぎわいを創出する多様な都市機能や交流促進機能の導入が図られるよう、建築物に関する事項を次のように定める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 建築物等の用途の制限 2. 建築物の容積率の最高限度 3. 建築物の建ぺい率の最高限度 4. 建築物の敷地面積の最低限度

2 地区整備計画

名称		共栄南地区地区計画					
区域		計画図表示のとおり					
面積		約5.7ha					
地区の区分	地区の名称	商業施設 地区	商業施設 地区	商業施設 地区	商業施設 地区	商業施設 地区	商業施設 地区
	地区の面積	約3.3ha	約2.0ha	約0.1ha	約0.1ha	約0.1ha	約0.1ha
建築物等の制限に関する事項	建築物等の用途の制限	次の各号に掲げる建築物及びこれに附属する建築物は建築してはならない。 (1) 住宅(事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものを含む。)共同住宅、寄宿舎又は下宿 (2) 店舗、飲食店でその用途に供する部分の床面積の合計が17,000㎡を超えるもの (3) 映画館、集会場、観覧場、展示場 (4) ボーリング場、遊技場 (5) カラオケボックス (6) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券販売所、場外車券売場 (7) 自動車教習所 (8) 畜舎(ペットショップ又は動物病院に附属するものを除く。) (9) ホテル又は旅館 (10) 倉庫業を営む倉庫 (11) 工場(パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営むもので作業場の床面積の合計が50㎡以内のものを除く。)	次の各号に掲げる建築物及びこれに附属する建築物は建築してはならない。 (1) 住宅(事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものを含む。)共同住宅、寄宿舎又は下宿 (2) 店舗、飲食店でその用途に供する部分の床面積の合計が11,600㎡を超えるもの (3) 映画館、集会場、観覧場、展示場 (4) ボーリング場、遊技場 (5) カラオケボックス (6) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券販売所、場外車券売場 (7) 自動車教習所 (8) 畜舎(ペットショップ又は動物病院に附属するものを除く。) (9) ホテル又は旅館 (10) 倉庫業を営む倉庫 (11) 工場(パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営むもので作業場の床面積の合計が50㎡以内のものを除く。)	次の各号に掲げる建築物及びこれに附属する建築物は建築してはならない。 (1) 住宅(事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものを含む。)共同住宅、寄宿舎又は下宿 (2) 店舗、飲食店でその用途に供する部分の床面積の合計が300㎡を超えるもの (3) 映画館、集会場、観覧場、展示場 (4) ボーリング場、遊技場 (5) カラオケボックス (6) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券販売所、場外車券売場 (7) 自動車教習所 (8) 畜舎(ペットショップ又は動物病院に附属するものを除く。) (9) ホテル又は旅館 (10) 倉庫業を営む倉庫 (11) 工場(パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営むもので作業場の床面積の合計が50㎡以内のものを除く。)	次の各号に掲げる建築物及びこれに附属する建築物は建築してはならない。 (1) 住宅(事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものを含む。)共同住宅、寄宿舎又は下宿 (2) 店舗、飲食店でその用途に供する部分の床面積の合計が300㎡を超えるもの (3) 映画館、集会場、観覧場、展示場 (4) ボーリング場、遊技場 (5) カラオケボックス (6) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券販売所、場外車券売場 (7) 自動車教習所 (8) 畜舎(ペットショップ又は動物病院に附属するものを除く。) (9) ホテル又は旅館 (10) 倉庫業を営む倉庫 (11) 工場(パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営むもので作業場の床面積の合計が50㎡以内のものを除く。)	次の各号に掲げる建築物及びこれに附属する建築物は建築してはならない。 (1) 住宅(事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものを含む。)共同住宅、寄宿舎又は下宿 (2) 店舗、飲食店でその用途に供する部分の床面積の合計が300㎡を超えるもの (3) 映画館、集会場、観覧場、展示場 (4) ボーリング場、遊技場 (5) カラオケボックス (6) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券販売所、場外車券売場 (7) 自動車教習所 (8) 畜舎(ペットショップ又は動物病院に附属するものを除く。) (9) ホテル又は旅館 (10) 倉庫業を営む倉庫 (11) 工場(パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営むもので作業場の床面積の合計が50㎡以内のものを除く。)	次の各号に掲げる建築物及びこれに附属する建築物は建築してはならない。 (1) 住宅(事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものを含む。)共同住宅、寄宿舎又は下宿 (2) 店舗、飲食店でその用途に供する部分の床面積の合計が500㎡を超えるもの (3) 映画館、集会場、観覧場、展示場 (4) ボーリング場、遊技場 (5) カラオケボックス (6) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券販売所、場外車券売場 (7) 自動車教習所 (8) 畜舎(ペットショップ又は動物病院に附属するものを除く。) (9) ホテル又は旅館 (10) 倉庫業を営む倉庫 (11) 工場(パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営むもので作業場の床面積の合計が50㎡以内のものを除く。)
	建築物の容積率の最高限度	10分の5	10分の5.6	10分の5	10分の5	10分の5	10分の5
	建築物の建ぺい率の最高限度	10分の5	10分の5.6	10分の5	10分の5	10分の5	10分の5
	建築物の敷地面積の最低限度	33,390㎡	20,490㎡	500㎡	570㎡	695㎡	955㎡
備考	用語の定義及び面積等の算定方法については、特別に定めるものを除き、建築基準法及び同法施行令の例による。なお、建築基準法第52条第1項に規定する延べ面積は、次のとおりとし、同法施行令第2条第1項第4号は適用しない。 1. 延べ面積 建築物の各階の床面積の合計による。						

理由

当該地区の土地利用計画の変更により、地区整備計画の一部を変更する。